

特別職の職員の給与に関する条例改正

ない。

○賛成（佐久祐司）

医療費特別給付金の支給対象者に誤りがあり、過支給額は約1500万円になることがわかりました。過支給分は返還を求めないものとし、財源の2分の1は県費であることから、約650万円を県に返還することとなります。管理責任として町長・副町長の10月分給与を5%減給するものです。

○賛成（小池勇）

これ以上長引かせる問題ではない。できるだけ早く解決するべき。

採決の結果、賛成5、

反対5の同数となり、地方自治法の規定による議

長裁決の結果、**可決**となりました。

●反対（加々見保樹）

余分に支給した分は返還を求めるべき。まだ曖昧な部分が多く、全容が明らかになった時点で条例を改正するべき。

●反対（宮下伸悟）

まだ県に返還する額が確定していない段階では、責任の所在は明確ではない。新しく瑕疵が出てくる可能性もあり、今の段階で決めるべきではない。

●反対（五味平一）

まだ事故対策の議論が終わっていない。徹底的な議論の後、臨時会を開いても遅くはない。

○賛成（小池勇）

予備費を使う方が町民の理解を得られない。これ以上長引かせても町民、議会ともプラスになることはない。

○賛成（佐久祐司）

県への返還額は過支給分の返還を請求しないことで確定する。返還を求めるべきではない。早急に解決し、再発防止にあたるべき。

〈賛成多数で可決〉

特別職の職員の給与に関する条例改正

（議員提案）

6月議会で国からの要望による特別職・一般職の給与削減を可決しました。これに伴い議会議員の期末手当を議長6%、

副議長5%、議員4%減額するものです。

●反対（宮下伸悟）

特別職・一般職給与削減に一貫して反対してきたとおり、一連の国の自治権の侵害に対し反対する。

○賛成（佐久祐司）

特別職・一般職の給与削減が可決された以上、議員だけが免れるべきではない。

●反対（小池勇）

特別職・一般職の給与引き下げ率よりも低く、7月に遡って職員と同じ下げ率にするべき。

〈賛成多数で可決〉

議員提案で意見書を2件提出

■道州制導入に断固反対する意見書
（提出者・小林市子議員）

■4月からの消費税増税中止を求める意見書
（提出者・名取武一議員）

採決結果（議案抜粋）

○賛成 ●反対

議 会	議 案	議員名								
		三井新成	小池勇	五味平一	小林市子	平出隼仁	宮下伸悟	小池博之	佐久祐司	加々見保樹
9月定例会	富士見町土地開発公社の解散	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	平成24年度一般会計決算の認定	○	○	○	○	●	○	○	○	●
	平成24年度観光施設貸付事業特別会計決算の認定	○	○	○	○	○	○	○	○	●
	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正（町長・副町長の給与減給）	○	○	●	●	○	●	●	○	○
	一般会計補正予算（第4号）	○	○	●	●	○	○	○	○	○

〔請願・陳情〕

- ◆免税軽油制度の継続を求める請願
〈全会一致で採択〉
- ◆「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情
〈賛成多数で趣旨採択〉
- ◆私立高校に対する大幅公費助成をお願いする陳情
〈賛成多数で採択〉
- ◆憲法96条の発議要件緩和に反対する請願
〈継続審査〉